

若松区北海岸地区モニターツアー 2日間 (20代～30代限定)

先着30名様(1グループ2～4名まで受付) 添乗員同行

～ 旅行期間 ～
2024年3月14日(木)～15日(金)

■旅行代金 お一人様あたり(税込)
8,000円

※未成年の場合は保護者の同意書が必要です。

★予約受付 2024年2月9日(金)午前12:00より
★予約方法 裏面QRコードよりWEB予約、または電話予約
■集合案内

集合場所①
JR折尾駅 ロータリー
集合時間
13時00分
出発時間
13時15分

集合場所②
JR小倉駅新幹線口 バス駐車場
集合時間
14時00分
出発時間
14時15分

■最少催行人員 20名
【旅行代金に含まれるもの】
・貸切バス、有料道路代
・宿泊代、朝食1・昼食1・夕食1
・各施設入場料
・添乗員費用

★参加条件

- ・SNS等を利用して情報発信をしていただける方
- ・ツアーの様子を記録した動画、写真、記事等について北九州市の広報活動に使用するため広報誌やウェブサイト、SNS等に掲載されることをご了承いただける方(同意書のご提出をお願いします)
- ・ツアー終了後のアンケートにご協力いただける方

■行程表 [ツアーコード:DB24-WAK003]

	スケジュール	食事
1日目	13:15発 JR折尾駅ロータリー 添乗員同行 14:15発 JR小倉駅新幹線口バス駐車場 <係員不在> 戸畑渡船場 若戸渡船乗船(3分) 若松渡船場 15:00～15:45 旧古河鉱業若松ビル案内(三日月クロワッサン本店) 16:00～16:30 高塔山展望台 北九州市内眺望 雨天、若松南海岸散策 17:00着 TOMORROW COAST グランピング施設(夕食バーベキューと宿泊)	朝 : - 昼 : - 夕 : ○
	10:00発 TOMORROW COAST 朝食付き 10:30～11:30 トマト農園Nature トマト狩り体験 雨天中止 11:45～13:00 亀の井ホテル玄界灘 大人様ランチ 13:15～13:45 岩屋海水浴場・遠見鼻 雨天:SIOIRIにてお買い物 14:15着 JR折尾駅ロータリー 15:00着 JR小倉駅新幹線口バス駐車場 添乗員同行	朝 : ○ 昼 : ○ 夕 : -

【ツアーのポイント】 ※協力:北九州市若松区役所総務企画課

★写真はイメージです。

TOMORROW COAST
グランピング施設にてバーベキューの夕食
コテージ客室で宿泊、朝食付き(4～2名1室)



トマト農園 Nature
若松ブランド野菜の
代表格はやっぱり「トマト」



亀の井ホテルランチ
絶景レストランで雄大な
海を眺めてのひと時



岩屋海水浴場
きれいなビーチは
SNS映え間違いなし!



予約はこちらからお選びください ⇒
2024年2月9日(金)
 午前12:00より



☎(093)563-3710
 平日 9:30～12:30/
 /13:30～17:30のみ営業

■ご参加のお客へ このパンフレットをもって行程のご案内にかえさせていただきます。

- 行程中の時間は予定です。交通事情等で変更になる場合がありますので予めご了承ください。
- バス・列車車内は禁煙とさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。
- 出発時間になり次第出発させていただきます。集合場所には余裕をもってお越しください。
- 出発当日の緊急連絡先は ☎080-4610-5813 です。(旅行中のみ有効)

バスツアーお申込みの前に「旅行条件」及び下記の案内事項をお読みください。

- バスのお座席は弊社で指定させていただきます。旅行当日ご案内します。また、車内は禁煙、乗車前検温をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
- 団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- 安心して旅行をしていただくために、別途お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。詳細は係員にお問い合わせください。

旅行条件のご案内 ※下記のご案内は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認の上、お申し込み下さい。

この旅行は、西鉄旅行株式会社(以下「当社」と云う)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と云う)を締結する事になります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行サービスを受ける事ができる様に手配し、旅程管理をする事を引き受けます。旅行契約の内容・条件は、各コース毎に明示している条件の他、下記条件及び当社の旅行業規約によります。当社旅行業規約をご希望の方は当社にご請求下さい。

- 1. 旅行の申込み及び旅行契約の成立**
 - (1) 所定の申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれの一部又は全部として取扱います。
 - (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必須です。
 - (3) お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受領をもって契約の成立となります。
 - (4) 申込金(おひとり様)はコース毎に記載した金額又は旅行代金の20%相当額(但し100円未満は切り捨て)となります。
- 2. 旅行代金のお支払い期限及び旅行代金の適用**
 - (1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払い下さい。
 - (2) 旅行代金は、各コース毎に記載しています。ご出発日ご利用人数(入室条件)でござります。
 - (3) コース毎に特注がない場合、旅行出発日現在満12歳以上は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
 - (4) ご予約人数に変更が生じた場合は、係る入室人数条件の旅行代金に変更させていただきます。(例:大人4名でご予約の内、大人1名の減員が生じた場合は、大人3名入室時の旅行代金適用となります。)

- 7. 添乗員等**
 - (1) 添乗員の同行する旅行には添乗員が、添乗員が同行しない旅行には旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務又はその他の当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を確保取得させていただきます。
 - (2) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様がご自身で行っていただきます。
 - (3) 添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

- 3. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの**
 - (1) 旅行日程に明示した交通機関の運賃・料、宿泊料、食事料、観光料、消費税、その他が含まれます。
 - (2) 旅行代金に含まれる費用の内、運送機関の利用等級は特に注釈がない限りエコノミークラス利用となります。
 - (3) 旅行日程に明示した以外の交通費、飲食費及び観光費、個人的な飲食費・通信費、サービス料、専用個室利用追加代金、希望者のみ参加するオプションツアー代金は旅行代金には含まれません。
- 4. 旅行契約内容及び旅行代金の変更**
 - (1) 当社は天災地変、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行(航)計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。
 - (2) 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する事があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前に通知します。
 - (3) (お客様のご負担) お客様は当社の承諾を得て所定の手数料をお支払いただく事により、変更する事ができます。

- 8. 当社の責任及びお客様の責任**
 - (1) 当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。(お荷物に関する賠償限度額は15万円)但し天災地変、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらに起因して生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。
 - (2) 当社はお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 9. 特別補償**

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。

【国内旅行損害保険加入のおすすめ】上記補償では、損害・治療については十分な補償がありません。安心して旅行を楽しく、別途(任意保険)を掛けられる様お勧めします。★当社にて取扱いが出来ます。詳細については係員にお尋ねください。★

- 5. お客様による旅行契約の解除**
 - (1) お客様のご都合で旅行契約を解除される場合は下記の取消料をお支払いただきます。お取消しの連絡は、旅行の申し込みを受けた販売店の営業時間内にお受けします。
 - (2) 当社の責任とならない(ローンの手続き上の事由による取消)の場合も下記取消料を記載します。
 - (3) 下記の場合は、取消料はかかりません。
 - ① 当社によって旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた時。(a) 旅行開始日又は終了日の変更。(b) 観光地、観光施設、その他の目的地の変更。(c) 運送機関の種類又は運送会社の変更。(d) 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更。(e) 宿泊施設の変更。(f) 宿泊施設の客室の種類、設備・景観の変更。(g) 上記4-(2)の規定に基づき旅行代金が増額された場合。(h) 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。(i) 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となった時。

- 10. 旅程保証**

旅行日程に5-1(3)-①に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%-5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又旅行契約についての変更補償金の額が100円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、追加代金を含めた代金額です。
- 11. 特別な配慮の申し出**

お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は「旅行条件書」の「13.お申込み条件」を確認の上、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出下さい。
- 12. その他**
 - (1) 天災地変、気象条件(台風・積雪・大雨など)、事故などの影響で運送機関の遅延・不通により生じる代替運送交通費の差額・延泊宿泊費・食事代などの旅行代金に含まれない諸費用はお客様の負担となります。
 - (2) 当社はかかる場合でも、旅行の再実施は致しません。
 - (3) この旅行条件の基準日および旅行代金の基準日は右記の通りです。 基準日:

個人情報の取扱いについて

●当社及び下記「販売店」欄記載の受託販売業者は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当「パンフレット」記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに送付する確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内で、並びに旅行先の土産店等のお客様の買物の便宜のため必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産店等に対し、お客様の氏名、(バスポート番号を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供致します。その他(1)当社及び当社と提携する企業の商品やその他、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

【宿泊プラン】解除時期など	取消料(違約料)	
	特定日以外の宿泊日	※特定日
① 14日目に当たる日より前	無 料	旅行代金の20%
② 13日目に当たる日以降 4日目に当たる日まで	取組人員14名以下の場合	旅行代金の20%
	取組人員15名以上の場合	旅行代金の20%
③ 3日目に当たる日以降2日目に当たる日まで		旅行代金の20%
④ 旅行開始日の前日		旅行代金の50%
⑤ 旅行開始日の当日		旅行代金の100%
⑥ 旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の100%

【日帰りプラン】解除時期など	取消料(違約料)
① 旅行開始日の10日前から6日前までに解除した場合	無 料
② 旅行開始日の5日前から前々日までに解除した場合	無 料 旅行代金の20%
③ 旅行開始日の前日に解除した場合	旅行代金の20%
④ 旅行開始日当日の解除(⑤は除く)	旅行代金の20%
⑤ 旅行開始日の不泊・不乗については払い戻しいたしません	旅行代金の20%
⑥ 旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

- ※特定日:
 6. 当社による旅行契約の解除
 次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。(一部例示)
 (1) 旅行代金が所定期日までに支払われない場合。当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該解除日の取消料を違約料として記載します。
 (2) 参加者が最少遂行人員(パンフレット記載の人員)に満たない場合。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行の場合は3日目)に当たる日より前に通知します。
 (3) 申込み条件の不適合及び病気、団体行動への支障その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

●お申込み・お問い合わせは
西鉄旅行株式会社
 観光庁長官登録旅行業第579号
西鉄旅行株式会社
北九州支店
 〒803-0822 北九州市小倉北区青葉1-2-32
 JATA正会員
☎(093)563-3710
 総合旅行業務取扱管理者：荻野 宏一

旅行業務取扱管理者とは、お客様の取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。